

福津市木造住宅耐震改修工事費補助について

福津市では、木造住宅の耐震化を推進するため、「福津市木造住宅耐震改修工事費補助制度」を設け、工事費の50%・上限60万円を補助しています。

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修に要する費用の一部に、補助金を交付いたしますので、住宅の耐震改修を予定されている方は、まずにご相談下さい。

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容などについて市と必要な協議をお願いします。

※工事を既に完了した場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください!

■補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に合法的に着工した以下の条件を満たす住宅。

☆木造戸建住宅

- ・2階建て以下のもの
- ・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と診断され、上部構造評点を建物全体1.0以上となる耐震改修工事又は1階部分を1.0以上になる耐震改修工事を行うもの

※補助対象は、福津市内事業者による改修工事に限ります。



■補助内容、補助金の額

☆木造戸建住宅

1戸につき600,000円を上限とし、耐震改修工事に要する額の50%に相当する額と延べ面積に33,500円を乗じて得た額の50%に相当する額のどちらか低い額

★事前相談及び問い合わせ先

福津市都市整備部 都市管理課

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号 TEL:0940-62-5036

FAX:0940-43-9005

ホームページ：<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>

E-mail：toshi@city.fukutsu.lg.jp

福岡県耐震診断アドバイザー制度を利用しませんか

木造住宅耐震改修工事費補助を受けるためには耐震診断が必要です。

そのため、福岡県耐震アドバイザー制度を利用しませんか。県主催の講習会を受講し登録された建築士（アドバイザー）が申請者宅を訪問し、耐震診断を行います。詳しくはお問い合わせください。

【対象】昭和56年5月以前に着工された木造戸建住宅

【費用】1件あたり6,000円

【申込・問い合わせ】派遣事務局（クロバープラザ内・月曜休館）TEL092-582-8061